
国民生活センターをかたる二セの電話やハガキにご注意くださいー国民生活センターが個人情報の削除をしたり、消費者にハガキを送ることはありません。（国民生活センターHPより）

国民生活センターを名乗る者から「あなたの個人情報が漏れているので、削除してあげる」という電話がかかってきたという相談が、全国の消費生活センター等に寄せられています。また、国民生活相談センターという機関から、『紛争問題確認通知』等と書かれたハガキが届いたという相談も寄せられています。

国民生活センターが、「個人情報を削除してあげる」という電話をすることは絶対にありません。また、「紛争問題確認通知」のようなハガキを消費者に送付することは絶対にありません。

このような不審な電話や通知書を受け取っても、対応せず無視してください。 お金を要求される等、不審な点や不明な点があれば、すぐに最寄りの消費生活センター等にご相談ください。

*消費者ホットライン「188（いやや!）」番

最寄りの市町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

○相談事例○（*大分県消費生活センターでも不審電話の相談事例が発生しています）

【事例1】

国民生活センターの職員を名乗る者から電話がかかってきた。「大手通販サイトや国際団体に個人情報が漏れいしている。こちらから削除依頼をすることができる」と言われたので、削除を依頼した。このあとも再度電話がかかってくるようだ。国民生活センターでは本当にこのようなことをしているのか。

【事例2】

国民生活センターと似た名前の機関から「紛争問題確認通知」というハガキが届いた。訴訟になるというようなことが書いてあるが、本当か。

実際に届いたはがきの内容↓

【内容】

紛争問題確認通知

令和6年 記号番号(●)-●●●●

この度ご通知致しましたのは、貴方が契約者として登録されている当該会社への未納料金(契約不履行)に対して管轄裁判所が訴状申請を受理されたことをここに通知致します。

訴訟内容や取り下げについてのご相談は担当職員が詳細をお調べ致しますので記号番号をお伝え下さい。

回線が混み合う事がありますので予めご了承下さい。

尚、このままご連絡無き場合、管轄裁判所から口頭弁論呼出状送達後に出廷となります。又、記憶に無いからとそのまま放置された方が執行官立会いのもと給料や財産の差押さえをされる事例が御座いましたので、十分ご注意下さい。

※万が一身に覚えが無い場合、早急にご連絡をお願いします

相談窓口 9:00~17:00(土・日・祝日を除く)

03-●●●●●-●●●●●

〒114-0024 東京都北区西ヶ原●●●●●●

国民生活相談センター

※ このほか、「消費者問題確認通知」というハガキも確認しています。

大分県消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号(NS大分ビル内)

TEL:097(534)4034 FAX:097(534)0684

ホームページ:<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail: oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆ **メルマガバックナンバー** (これまでの配信内容は、こちらからご覧ください)

<http://www.pref.oita.jp/site/syohi-senta/mailmaga.html>

☆ **Facebook** で暮らしに役立つ最新情報を発信しています!

★ Facebook に登録していなくても、見る事ができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

～「ながら見守り」にご協力ください～

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースにあわせた見守り活動を始めてみませんか？

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：188 》

☆ 大分県の消費生活相談窓口

※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活日曜相談

- 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- 相談電話：097-534-0999（電話相談のみ）

◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
 - 相談電話：097-536-5000
-

☆メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）